

平成25年2月企業団議会議定例会会議録

会 期 2月20日（水曜日）午後2時00分～午後2時57分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

1番	粕谷悦功	2番	丹治誠
3番	羽田房男	4番	佐久間行夫
5番	中野哲郎	6番	斎藤賢一
7番	吉田一政	8番	高橋一由
9番	半澤高	10番	八島博正
11番	佐藤喜三郎		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による出席者

企業長	瀬戸孝則	副企業長 伊達市長代理 上下水道部長	宮島康夫
理事 桑折町 代理副町長	熊谷孔隆	理国見町長	太田久雄
理川俣町長	古川道郎	代表監査委員	金谷正人
事務局長	高橋正美	参与兼次長兼 総務課長	國井博光
施設管理課長	丹治元幸		

事務局出席者

総務課 課長補佐兼 企画係長	鈴木幸一	総務課 主任主査兼 総務係長	渡邊明範
施設管理課 主任主査兼 水質管理係長	木本正弘	施設管理課 施設第一係長	菅野敬明
施設管理課 施設第二係長	丹治朝輝	総務課主査	菅野幸夫
総務課主査	茂木強	総務課技査	大橋浩之
総務課副主査	二階堂信		

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
 - (2) 会議録署名議員の指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 議席の指定
 - (5) 議案第1号ないし第3号の提出
 - (6) 提案理由の説明
 - (7) 一般質問
 - (8) 討論、採決
-

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第1号 平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第2号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算
- (4) 議案第3号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件

午後2時00分 開 会

議長（粕谷悦功）定足数に達しておりますので、これより2月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、議事の進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

この際、11番を仮議席として指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

6番、斎藤賢一議員、10番、八島博正議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日2月20日の1日間とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（粕谷悦功）ご異議ございませんので、会期は2月20日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、11番、佐藤喜三郎議員に指定いたします。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案はお手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第1号ないし第3号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企業長（瀬戸孝則）議長、企業長。

議長（粕谷悦功）企業長。

【企業長（瀬戸孝則）登壇】

企業長（瀬戸孝則）本日、ここに2月企業団議会定例会の開会に当たりまして、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算等の議案3件ですが、これが提案理由を申し上げるに先立ちまして、企業団の近況等についてご報告申し上げたいと存じます。

浄水場内に保管しております放射性物質を含む浄水ケーキではありますが、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000ベクレル以下のものについては排出事業者みずからが処分するとされており、受け入れ先が見つからず仮置きといたしておりましたが、このほど福島県からの情報提供により、最終処分事業者と協議を進め、保管中である浄水ケーキのうち、1,500ベクレル以下のものについて、受け入れ先が決定いたしましたものであります。なお、今後におきましても、引き続き、仮

置きを要する高濃度の放射性物質を含む浄水ケーキにつきまして、受け入れ先の早期確保等を協議検討してまいります。

また、12月企業団議会臨時会で議決を賜りました、すりかみ浄水場ほか運転管理等業務委託であります。2者からの応募があり、総合評価委員会で定めた落札者決定基準に基づき委託事業者を決定し、2月12日に契約締結したところであります。

次に、今回提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第1号 平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、去る11月14日に平成23年3月11日から平成24年3月31日までの原子力損害賠償金の収入がありましたことから、予算措置をいたすほか、債務負担行為を追加するものであります。

続きまして、議案第2号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましては、業務の予定量を年間総給水量4,023万4,350立方メートルとするものであります。

なお、災害時の迅速な復旧のため、新たに緊急備蓄倉庫を建築するとともに、管路網の重要施設であります水管橋等の耐震化をさらに進めるための費用等を計上し、事務の効率化を図り、経費の削減に意を用いながら予算編成したものでございます。

続きまして、議案第3号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件につきましては、水道法の一部改正に伴い、条例を設けるものであります。

以上が提出議案の概要であります。詳細につきましては、事務局より説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（高橋正美） 議長、事務局長。

議長（粕谷悦功） 事務局長。

【事務局長（高橋正美）登壇】

事務局長（高橋正美） それでは、お手元の議案書等に従いましてご説明申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は、第1号から第3号の3議案となっております。各議案につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。初めに、議案第1号 平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算は、第1条から第3条までとなっております。第2条、収益的収入及び支出の収入におきまして、1,305万9,000円を増額いたすものでございます。

続きまして、第3条、債務負担行為でございますが、すりかみ浄水場ほか維持管理業務委託を初め、記載の3件につきまして債務負担行為として実施するため、予算に追加をいたすものでございます。

以上が議案第1号の内容でございますが、詳細は別冊の平成24年度補正予算説明書によりご説明

申し上げます。平成24年度補正予算説明書の2ページをご覧くださいと思います。補正予算の内容でございますが、収益的収支の収入におきまして、雑収益1,305万9,000円を増額いたすものでございます。

なお、債務負担行為の追加は、ただいま申し上げました、すりかみ浄水場ほか維持管理業務委託等を平成25年度の当初から業務を開始する必要があり、今年度中に契約行為を行うため補正を行い、予算に追加いたすものでございます。

続いて、3ページでございますが、3ページは補正予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道用水供給事業収益、第2項、営業外収益、第2目、雑収益におきまして東京電力からの原子力損害賠償金の収入に伴いまして1,305万9,000円を増額いたすものでございます。

続きまして、4ページでございます。4ページをご覧くださいと思います。4ページの補正資金計画につきましては、経営活動に伴う受入資金と支払資金として、現金に関係のある科目ごとに記載したものでございます。補正後の受入資金は108億5,297万4,000円、支払資金は37億5,554万4,000円で、その差引額70億9,743万円が平成24年度末の残額となる見込みでございます。

続きまして、5ページでございますが、債務負担行為に関する調書でございまして、先にご説明申し上げたとおり、3件の業務委託に関するものでありまして、記載のとおりでございます。

次に、6ページをご覧くださいと思います。補正予算説明でございすけれども、これは収益的収入及び支出の補正額について、節まで説明として記載したものでございます。

それでは、議案書のほうにお戻りいただきしたいと思います。議案書の3ページをお開き願います。次に、議案第2号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算は、第1条から第6条まででございます。平成25年度当初予算は、第2条、業務の予定量にありますとおり、年間総給水量を4,023万4,350立方メートルと予定しているところでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては、第1款水道用水供給事業収益37億5,983万9,000円を、支出におきましては、第1款水道用水供給事業費用38億2,823万9,000円を予定しているところでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入におきましては、第1款資本的収入81万9,000円を、支出におきましては、第1款資本的支出18億7,997万1,000円を予定しているところでございます。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18億7,915万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金18億7,275万3,000円並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額639万9,000円で補てんするものでございます。

次に、第5条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、流用できる範囲を営業費用と営業外費用との間と定めたものでございます。これは、目間の流用で対処できない場合、項間の

流用で対応するためのものがございます。

続きまして、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、給与費及び交際費でございます。詳細は、それぞれ記載のとおりでございます。

以上が議案第2号の内容でございますが、詳細は別紙、別冊になりますが、平成25年度予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書をご覧いただきたいと思います。まず、3ページからでございますが、3ページから6ページまででございますが、予算実施計画でございます。要点をご説明申し上げます。

まず、3ページの収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道用水供給事業収益として、37億5,983万9,000円を予定しているところでございます。その内訳は、第1項営業収益及び第2項営業外収益でございます。第1項営業収益は、給水料金及び水質検査手数料でございます。第2項営業外収益は、預金利息、県補助金等でございます。この県補助金につきましては、すりかみ浄水場放射線除染業務に対する福島県からの交付金を見込んだものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。第1款水道用水供給事業費用として、38億2,823万9,000円を予定しているところでございます。その内訳は、第1項営業費用から第3項予備費まででございます。第1項営業費用は、第1目議会費から第7目資産減耗費まででございます。第2項営業外費用は支払利息及び消費税でございます。詳細は、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページでございますが、資本的収入及び支出のまず収入でございますが、第1款資本的収入といたしまして、81万9,000円を予定しているところでございます。その内訳は、工事負担金でございます。

次に、6ページをお開き願います。支出でございますが、第1款資本的支出としまして、18億7,997万1,000円を予定しているところでございますが、水管橋、水路橋等の耐震化補強あるいは緊急備蓄資材倉庫建築、水質検査機器の更新等々に係る事業費としての建設改良費、そして固定資産購入費並びに企業債償還金等を予算化したものでございます。

次に、7ページでございますが、7ページの資金計画につきましては、平成25年度の経営活動において、受入資金と支払資金として、現金の出し入れのある科目ごとに記載したものでございます。前年度の受入資金と支払資金につきましては、先ほどご説明申し上げました平成24年度の第2号補正後の資金予定状況となっているものでございます。平成25年度の資金計画におきましては、受入資金は108億7,210万6,000円、支払資金は38億4,678万4,000円でございます。その差引額70億2,532万2,000円が平成25年度末の残額となる見込みでございます。詳細は、記載のとおりでございます。

次に、8ページ以降になりますが、8ページから12ページまででございますが、給与費の明細書でございます。詳細は記載のとおりでございます。

次に、14ページ、15ページでございますが、平成24年度末の予定損益計算書でございます。これ

は、当該年度末に予想される企業団の1年間の経営成績をあらわしたものでございます。平成24年度の損益状況は、1億6,136万8,000円の純損失を見込んでおります。その結果としまして、平成24年度末の未処理欠損金は、17億1,117万7,000円と見込んだものでございます。

次に、16ページ、17ページでございますが、平成24年度の予定貸借対照表でございます。当該年度末の企業団の財政状況を見込んだものでございます。平成24年度末におきましては、資産合計が1,265億2,830万6,000円となりまして、17ページの一番下の負債資本合計と一致するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページになりますが、平成25年度の予定貸借対照表でございます。平成25年度予算に基づく経営活動によりまして、想定される財政状況をあらわしたものでございます。平成25年度末の資産合計でございますが、1,247億9,882万8,000円となりまして、19ページの一番下、負債資本合計額と一致するものでございます。

続きまして、20ページからでございますが、27ページまでずっと続いておりますが、平成25年度の予算説明につきましては、当初予算の収入及び支出を節別にあらわしたほか、前年度の当初予算と対比をして比較増減をあらわして説明をした表でございます。詳細は、記載のとおりでございます。

それでは、恐縮でございますが、また議案書のほうにお戻りいただきたいと思っております。議案書6ページをお開き願います。議案第3号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件でございますが、水道法の一部改正に伴いまして、これまで法令で規定をしておりました、これらの基準につきまして、水道事業者が地方公共団体である場合、その条例で定めることとなりましたことから、今般条例を新たに設けるものでございます。

条例は、第1条に趣旨、第2条に布設工事監督者を配置する工事、そして第3条には布設工事監督者の資格、それから第4条は水道技術管理者の資格を定めたものでございます。なお、これら資格等の基準につきましては、これまで法令等で規定しておりました内容に準じて条例化したものでございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（粕谷悦功） それでは、日程に従いこれより一般質問に入ります。

通告者は、8番、高橋一由議員です。それでは、発言を許します。

8番、高橋一由議員。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（粕谷悦功） 8番。

8番（高橋一由） それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、議案第1号 平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予

算並びに平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算について伺います。

平成24年度の当初予算では、資金計画で68億7,000万円と留保資金が70億円を下回る予定でありましたが、今期補正で2億2,600万円が増額補正となりまして、ほぼ従来の留保資金が維持されるような形に結果的になってしまったということで、基本的にこういう収益体制あるいはこの変化に伴って、先ほども25年度の予算につきましてはご説明をいただきましたが、改めて25年からの予算につきましては、どのように判断され、編成されたのかをお尋ねしたいと思います。

事務局長（高橋正美） 議長、事務局長。

議長（粕谷悦功） 事務局長。

事務局長（高橋正美） お答えします。

平成24年度補正予算資金計画につきましては、東京電力損害賠償金の収入あるいは予定を上回る前年度未収金及び前年度繰越金の増加によりまして2億2,600万円が増額補正となったものでございます。

25年度当初予算の編成に当たりましては、収益的収支におきまして欠損金の発生が予定をされまして、かつ多額の累積欠損金があること、また将来の施設更新に係る大きな負担がありますことなどから、昨年7月に策定いたしました第3期の財政計画をさらに見直しをいたしまして、経費の削減と事務の効率化に努めまして、赤字幅の縮減を図ったところでございます。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（粕谷悦功） 8番。

8番（高橋一由） 基本的にさきの議会でもいろいろと議論させていただきまして、当初の我々に示された計画では、42億円程度の留保資金の計画であると提示されていまして、最終的に、結果的には70億円を超してしまったというのが実態であるということから、この留保資金を市民に還元すべきであろう、あるいは町民に還元すべきだろうということで、留保資金ではこれ以上積み増さないようお願いをして、24年度の当初では下がる68億円程度の留保資金になる計画を組んでもらったというふうに理解をしております。したがって、基本的にその留保資金の考え方ということがこれから非常に重要になるというふうに思うのですが、私的には、前から申し上げましたとおり、積み増しにならないように、料金等の改定も含めて前向きにご検討いただきたいということでお願いをしておりましたが、このあたりにつきましては先ほど答弁いただきましたが、いかなる議論がなされて、先ほどのご説明になったかということで経過も承りたいと思います。

事務局長（高橋正美） 議長、事務局長。

議長（粕谷悦功） 事務局長。

事務局長（高橋正美） お答えします。

留保資金に関する今後の考え方についてでございますけれども、この内部留保資金につきましては、将来の施設更新あるいは企業債償還金の充当財源となる重要な財源であります。

今後、施設更新については大きな負担が予想されておりますが、なだらかな更新となるよう延命化を図り、平成28年度からの第4期の財政計画策定において、構成市町の急激な負担増を招くことのないよう、健全経営を基本とし、経費削減に意を用いながら、供給料金のあり方を含めて内部留保資金についても十分検討してまいりたいと考えております。

8番(高橋一由)議長、8番。

議長(粕谷悦功)8番。

8番(高橋一由)この留保資金の考え方というのは、前にも何度もここでお話しさせていただいておりますけれども、適切な留保のあり方ということ、そしてまた今も冒頭から説明ありました17億円を超す累積赤字だという帳簿上はありますが、実際にはお金持ちの団体で70億円も金持っているという、企業決算でやりなさいという民間レベルでの求められる流れからすると、非常に赤字体質で大変だといいますが、実態はお金持ちの潤沢な企業になっているという理解を私はしています、私は。ですから、その留保資金というのは、各構成市町の支払いから貯められたものです。これは、そもそもが、各構成市町、福島市さんは7割という大きなウエートでありますけれども、それぞれが飲用していただいた利用者の収益から留保されているという点から原点に立ち返っていただきまして、留保資金の縮減に努力をお願いしたいというのが公共料金の削減にもつながる。それから、各構成市町の運営形態にもつながるといえる意味から、ぜひそのグループをやはり検討していただきたいというのが、私が今ここで質問している意図するところでございます。

また、後ほど触れますが、新しく次の課題にかわりたいと思います。売り上げの増加対策に伴って、私は料金下げろ下げろだけでは売り上げが上がっていきません。したがって、先ほど議会でもお話ししましたが、要するに工業用水的発想で、一般住宅にだけ売り込むのではなくて、各構成市町共同して柔軟な販売価格なんかも決定しながら販売していくべきであると。工業用水のほかはもらってないという答弁もありましたので、そこは努力をしていただきまして、いろんな企業や団体に売り込んでいくということも、これからは我々も一緒に頑張らなければならないのではないかと課題を持っているのではないかとと思うのですが、今回もまたそのことについてご答弁をいただきたいと思っております。

事務局(高橋正美)議長、事務局(高橋正美)局長。

議長(粕谷悦功)事務局(高橋正美)局長。

事務局(高橋正美)企業団水の売り上げ増加策についてでございますが、給水人口の減少あるいは原子力災害などによりまして、大変取り巻く環境は厳しい状況にございますが、構成団体との協議、連携を強化しながら、簡易水道の統合、あるいは給水区域の拡大など、そういったことにつきまして積極的に情報交換を行うとともに、浄水場の見学受け入れや茂庭つ湖まつりを初めとする各種イベントでのPRなど広く機会をとらえまして、企業団水の安全性をアピールするとともに、利用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（粕谷悦功）8番。

8番（高橋一由）私の意図するところの答弁にはなっていないような気がするのですが、言いたいことはおわかりいただけたと思いますので、そこは逐次検討して行っていただきたいということをお願いして、次に行きたいと思います。

昭和63年に、まだ協定書になりますが、昭和63年に各構成市町の市長及び町長さんたちが協定しました63年6月1日の用水料金の算出という第5条の中で、用水料金は地域格差のない統一料金とすることとし、その算出においては総括原価主義を基本として検討するものとするということで、地域格差のない統一料金とすることとしということにこだわらせていただきまして、ずっとこのことについて検討、研究をお願いしたということで、おかげさまで皆様方にご理解いただきながら、事務レベルのトップ会談が何度か繰り返されているのだというふうに聞いておりますが、その経過及び状況と内容の詳細についてご説明をいただきたいと思います。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（粕谷悦功）事務局長。

事務局長（高橋正美）お答えします。

統一料金化については、さきの8月定例会でもお答えをさせていただいておりますとおり、給水収益が供給水量によりまして大きく変動するなど事業の持続性への影響を初めとする財政計画上の課題あるいは創設時に構成団体からいただいている出資金の取り扱いなど研究すべき課題が多々あると想定されることから、今後構成団体の実務者レベルとの協議を重ねるとともに、理事会及び事業運営検討委員会等で長期的、継続的に研究してまいりたいと考えております。

なお、昨年11月8日及び本年1月28日の各構成団体水道担当課長会議におきましては、今後の企業団における事業運営の大きな研究課題として共通認識を持ったところでございます。

以上でございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（粕谷悦功）8番。

8番（高橋一由）先に企業長のほうから、いつの議会だったか、ちょっと今記憶にないですが、25年度中には方向づけとして一定の結論を出したいというお話も承ったやに記憶しているのですが、そこは間違っていますか、正しいですか。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（粕谷悦功）事務局長。

事務局長（高橋正美）これまでの経過の中としましては、ただいま私がお答弁申し上げたようなことで、今後のこの統一料金化につきましてはさまざまな考え方等もあります。そういったことから、極めて単年度等で結論出せるような課題ではございませんので、今申し上げたとおり今後我々事務

レベルを含めて、あるいは事業運営検討委員会のご協議も賜りながら、極めて長期的に研究していかないと解決できない問題というふうにとらえておりまして、25年度で方向性というわけにはまいらないというふうに考えております。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（粕谷悦功） 8番。

8番（高橋一由） ちょっと先の見えない話ではありますが、スタートしていることだけには評価をしたいと思っておりますけれども、できる限り中身の濃い内容にさせていただくために、ちょっとここでお願いがあるのですが、今回の25年度予算を見ても、平均、今の料金からすると約85円35銭ぐらいの料金、統一で考えると、と私は試算したのですが、間違っているかどうかわかりませんが、私の試算ではそうなります。

留保資金も今70億円ありますから、40億円目指して下げていってほしいということをお願いして、料金に還元する、各構成市町に卸す単価を下ろすということになると、およそ年間2億円ぐらいずつ10年間してほしいというのは私の一議員としてのお願い。そうなりますと、およそ卸す単価を5円下げると、年間2億円ぐらいずつ売り上げが下がるというのが、4,023万円のくんだりからすると、そういうふうになるということになりますので、そういったところも課題にしながら、ぜひその事務レベルの関与を繰り返しながら統一料金、同一料金ですか、同じ料金にするための内容もぜひその中に加えていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局長（高橋正美） 議長、事務局長。

議長（粕谷悦功） 事務局長。

事務局長（高橋正美） ただいまご質問をいただいた中身につきましても大きな検討課題ではございません。それに加えて、これから迎える第4期での財政計画以降、第4期、第5期と大きな施設更新の時期を迎えてまいります。現在の我々の水道事業の運営計画におきましては、多大な、例えば第5期ですと100億円を超えるような更新計画のものをもう既に事業運営計画の中でまとめておりますが、これまで第2期、第3期等で留保資金、ご質問の40億円からはかなり上回る留保資金をためてきたというような結果になっているわけですが、これらを、はっきり申し上げますと当てにしないと、なかなかこれらの大事なその施設更新の時期を乗り越えていくことが困難であるというふうなことがまずございます。我々の検討課題としましては、これらの構成市町さんへの極端な負担増、大きな負担増を招かないように、これらをいかに乗り越えていくということも十分踏まえて検討しなければならないというふうにとらえておりまして、その辺もあわせて我々のレベルでの、事務レベルでの構成市町さんとの会議の中で、あるいは事業の運営検討委員会の中で十分検討させていただきたいというふうにとらえております。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（粕谷悦功） 8番。

8番(高橋一由) 今、留保資金の観点も含めてですが、70億円が原資として非常に大事だという話がありましたけれども、平成24年度の償還金が大体ピークなのです。22億3,600万円で。8千数百万円で23年度がピークだったのです。31年、5年後、6年後からは下がってしまうのです、償還金は。でも、減価償却費は18億円から17億円のところに維持すると思うのです。そうすると、留保資金よりも償還金のほうが少なくなってきた、また黒字体質になるのです、間もなく、五、六年待つと。180億円ぐらいの投資をこれから計画すると言っていますけれども、それは改めて計画をつくって、借金していいのです、こういう未来永劫に続くところは。我々の世代が金をためて、どんどん、どんどん料金払って、それでやっていくのだというふうにはならないと私は思うのです。そこの発想は、これからその事務レベル会議でも実際していただきたい。これから未来永劫に続きますので、この事業は。我々伊達市は、福島さんと同じ運命共同体に今年度からなります、統一料金にはまだなりません、すべてを水企業団の水に切りかえていくということで、おかげさまで合併して、ようやく合併した5町ともに同じ料金でやるということが本年度からスタートしますので、運命は同じになりました。したがって、いわゆる水企業団さんの卸単価が下がらないと我々の水道事業経営も厳しくなってくるということから、いろいろと議論しながら、いい方向にいければということで質問していますので、ご理解いただきたい。

したがって、この留保資金の減額、それから原資として掲げる分の基金の構成も必要なのではないか。留保資金のままですと、何にでも使えますので、ですからきちんとその180億円なら180億円の計画を立てて、そこにはちゃんと基金の積み立てを年間幾らとする。そこは留保しながら、ただし留保資金については下がっていても、基金はきちんと維持していくという方向性だって、きちっとできるのではないかと私思うのです。ただ、決算上の赤字というのは続きます。累積赤字も続くと思います。減価償却との関係からいっても。でも、それは体質をちゃんと見れば、潤沢な資金がちゃんとあれば、決して倒産するような企業に匹敵しないということですから、ここは我々もきちんと理解しながら進めないと、何だ赤字体質だと議員さんが言われてしまうと、皆さん困ってしまう。そこは、我々もしっかり勉強しながら議論をしていきたいというふうに思っております。

そこで、次にネットで調べたのが通告でお願いしました、業務委託契約で、総合評価方式を2月11日でしたか、契約をさせていただきましたというご報告を受け、説明を受けましたが、その状況、内容、点数、価格提示等の詳細を含めましてご説明をお願いしたいというふうに思います。

事務局長(高橋正美) 議長、事務局長。

議長(粕谷悦功) 事務局長。

事務局長(高橋正美) お答えします。

総合評価方式での各種点数及び価格提示等の詳細についてであります、今回の総合評価方式では、入札参加のありました二者を対象として総合評価委員会で決定した落札決定基準に基づき、技術評価点と価格評価点の合計得点で落札者を決定したものであります。

評価は、価格のみではなく、高い技術力を求めたこと、また低価格による事業活動の低下や事業環境の悪化といった業務成果の品質低下を招かないようにするため、技術評価点と価格評価点それぞれ50点を上限とし、合計配点を100点としたものであります。その結果、技術評価点合計では、落札事業者が43点、他の事業者が36点となったものであります。

次に、価格評価点については、落札事業者以外の事業者が低入札価格調査基準価格を下回ったことから、企業団内審査委員会において調査を行い、委託業務履行可能と判断の上、価格評価点を上限の50点としたものであります。

なお、落札事業者は価格評価点算定の結果、46.5229点となりまして、技術評価点と合わせると、他の事業者の合計点86点を上回る89.5229点となり、落札者となったものであります。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（粕谷悦功）8番。

8番（高橋一由）ちなみに2社あったようですが、価格提示はそれぞれ幾らずつですか。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（粕谷悦功）事務局長。

事務局長（高橋正美）価格につきまして、いわゆる金額でございますが、落札事業者5億1,000万円、これは3年間の合計でございますが、他の事業者が3億8,000万円でございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（粕谷悦功）8番。

8番（高橋一由）企業団で大きく、例えば経費が削減できるということになると、ここなのだろうと私は思うのです。総括原価方式であらゆるものが下がらないと、料金に全部転嫁していく方式ですから、ここは絶好の経費削減のチャンスだったのではないかと思います。予定された最低制限価格よりも下回った業者だったということで点数も下がったということのようですけれども、ここで基本的に、これ低いほうの業者さんが選定されていれば、3億8,000万円と5億1,000万円ですから、大きな金額が浮いたわけなのです。それで、私は、その留保資金もさることながら、こういったところで経費を削減しないと、非常に大きな経費の削減というのは難しいのではないかと思います。そんなことないよという何か経費削減策ってありますか。私は、ここは絶好のチャンスだったのではないかと。したがって、2億円、2億円ぐらい下がって、5円、5円ずついくと10円ぐらいは卸単価を下げるのが可能だったという絶好のチャンスがここで失われたというふうに思うのですが、その評価された部分、基準がどこにあったのか、ここをわかりやすく説明していただきたい。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（粕谷悦功）事務局長。

事務局長（高橋正美）ただいまの答弁させていただきました内容でもちよっと触れさせていただきましたま

したけれども、企業団といたしましては価格のみならず、運転管理あるいは保守点検、水質管理の3つの業務を合わせて発注する中で得られる効果を期待し、技術力、そういったものも要求をして、今回発注をさせていただきました。そういたしまして、この技術力の判断基準としまして、総合評価委員会を設けて落札者決定基準を設定し、それらに基づいて技術的な評価も行いながら、結果として金額的な大きな開きはございましたが、それらについての価格差につきましては落札事業者とその他の事業者の間での、いわゆる技術評価の点でも直接関係してまいります項目等がやはり離れている部分がございます。それらが今回の金額差、いわゆる入札価格の差につながっているというふうに判断しているところでございます。具体的には、技術力の中での、いわゆるこちら側での評価基準の中での経験年数あるいは人員の、いわゆる確保体制といえますか、そういった面での価格差でございます。

以上でございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（粕谷悦功）8番。

8番（高橋一由）これは、入札資格参加する段階での資格参加基準というのが業務的にも実績的にもあったのだらうと思うのですけれども、そこはやっぱりそこに該当できるものということで、入札参加を認めて、総合評価方式に加えたということなのですが、そこからすると、何か前後してしまって、後から理由づけをしているというふうにしかな聞こえませんが、入札参加資格の段階で、その業者は、その参加資格があったわけでしょう。技術的にも、それ可能だろうという同等として見られて参加したもの。しかも、安いコストで入れた。それは、最低制限価格より下回っていたのだと、予定価格よりも。その予定価格というのが、相手に知らせることもないでしょうから、皆さんがお持ちだったと思うのですけれども、なかなかこの金額差で高いほうに入れたというのは、私的にはなかなか理解するには非常に厳しいものがありましたから、そこはもう少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（粕谷悦功）事務局長。

事務局長（高橋正美）具体的に触れさせていただきますと、1つには企業団のこれらの業務を行うに当たっての水質管理業務等での予備人員体制、そういったことにかかわって、落札事業者については、それらの人員体制が完璧に整えることができるというようなこと。そして、また他の事業者については、それらの部分についての体制は難しいというようなことでの我々に対してのその技術力の内容、提示でございました。それらを落札者決定基準に照らし合わせ、そしてまた私どものほうでの設計上での積算、これらを照らし合わせますと、先ほど申し上げたような価格での差の一番大きなポイントになる部分がそういったところからあらわれてくるというような内容でございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（粕谷悦功）8番。

8番（高橋一由）1億円以上の入札価格の差というのにはなかなか納得がいかないのがありますけれども、できるだけ経費が削減できる運営方式でご努力をお願いしたい。もちろん、なれた業者さんと続けると説明もする必要もないし、そのままずっといけるので、皆さん方にとっても非常に手続も楽なのだと思うのですけれども、そこは理解できます。理解できます。でも、やはり経費を削減して、総括原価主義で売る卸業だというところで、基本的にはできるだけ前向きにコストが下げられるところに努力をお願いしておきたいと思います。

次に入りたいと思います。人事のあり方についてということで通告をさせていただきましたが、いろいろと議論させていただいている中で、伊達市からも人材をご登用いただきまして、ご理解いただきまして、今一緒に働かせていただいているということですが、今後の追加あるいは新しく人材を採用するときの方法論等ですね、改めてお考えがあるかどうかをお尋ねをしておきたいと思います。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（粕谷悦功）事務局長。

事務局長（高橋正美）お答えします。

新規採用と人事交流についてございますが、まず企業団においてプロパー職員を新規採用することについてでございますが、これまで少人数での職員で多種多様な業務を円滑に処理するため、即戦力を求めることとしまして、構成市町からの派遣としてきたものであります。

プロパー職員の雇用は、今後の事業運営計画に大きな影響があるものととらえておりまして、平成28年度からの財政計画期間から始まる施設更新時期、これら乗り越えた後に、企業団そのものの事業運営を踏まえて検討すべきというふうに考えております。

また、企業団職員における構成市町との人事交流につきましては、企業団の事業運営と構成市町の実情を共有するとともに、共通認識のもとでこれらの施設の更新、あるいは財政的負担、これらのことに取り組むべき、こういった課題の解決に向けた検討を行うこと、あるいは水道事業を広域的に一括して管理運営を行うなどの将来的な課題に関しましても、人事交流が深まることによりまして、広域的見地からの判断力が醸成されるなどの効果も期待できるものと考えております。

構成市町の定員管理が厳しさを増す中、人事交流をお願いするのは容易でない状況にありますけれども、なお人材確保を念頭に置き、交流が深められるよう努めてまいりたいと考えております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（粕谷悦功）8番。

8番（高橋一由）ぜひ将来を見据え、合議制だということはあると思うのですけれども、基本的にもう、いわゆる本構成市町の水道事業に関しては、ここで一本化されていくときだって、そう遠くはないのではないかとということが私の期待の中にあります。そういう意味では、プロパー採用、それ

から人事交流ということが図られていって、スムーズなそういう移行が図られるのではないかという視点から今お尋ねをしたところでございます。我々も一生懸命あちこち視察をしたりしながら学習していきまして、やはりプロパーで育てて二十何年という人たちの説明を聞きますと、非常に隅から隅まで熟知していて、我々が納得できるような説明も十分果たしていただけた。皆さんが悪いということではないのですけれども、福島市の水道局の皆さん及び福島市の方々の人事にだけ頼っていてもいかなものかということを含めまして、新たな展開も必要ではないかという視点からお尋ねをいたしました。ぜひ今後の課題の中に末席に置いていただけて進めていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、災害時対策の管網整備ということで、先般の3.11の震災のときにも非常に供給がおくれたという地域も伊達市にもありまして、皆さんから管網の接続をつないでいただいて、どちらからも迂回して、いち早く修繕すれば届いているというような施策もこれから1つの課題として取り組んでいただければということで、先にもちょっと触れさせていただいたことあるのですが、この考え方についてお尋ねをしたいと思います。

企業長（瀬戸孝則） 議長、企業長。

議長（粕谷悦功） 企業長。

企業長（瀬戸孝則） 企業団の送水管路は総延長で122キロメートルに及ぶ長大な単線管路であります。

東日本大震災では、基幹線であります口径1,500ミリメートルの送水管において漏水が発生いたしまして、構成団体3市3町の供給エリア全てが断水となったことはご承知のとおりでございます。

これを踏まえまして、災害時においても減水及び断水被害を起こさない対策として、基幹線の2重化あるいは西部系と東部系を連絡管で接続する送水管のループ化の施設整備等を今後の大きな研究課題としてまいります。

なお、当然これらの事業費は膨大となります。施設更新を踏まえた内部留保資金を十分勘案しながら、計画化に当たっては構成団体の皆様と十分な協議を重ねて進めてまいりたいと考えております。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（粕谷悦功） 8番。

8番（高橋一由） ぜひよろしくお取り扱いいただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わりにさせていただきます。

議長（粕谷悦功） 以上で高橋一由議員の質問を終わります。

これをもって本定例会の一般質問は終了いたしました。

これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後2時53分 休 憩

午後2時54分 再 開

議長（粕谷悦功）休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（粕谷悦功）起立多数。

よって、議案第1号につきましては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（粕谷悦功）起立多数。

よって、議案第2号につきましては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（粕谷悦功）起立多数。

よって、議案第3号につきましては原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員